



協会けんぽ 香川支部からのお知らせ

職場内で掲示
回覧ください。



整骨院・接骨院のかかり方

整骨院・接骨院にかかる時、健康保険が「使える場合」と「使えない場合」があります。

健康保険が使えます

- 日常生活やスポーツで足をひねった
 - 家の階段で転倒し足首を捻挫した
- ※外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫が対象となります。
- ※内科的原因による疾病は含まれません。
- ※骨折・脱臼は、応急処置の場合を除き、医師の同意が必要です。

健康保険は使えません

- ×日常生活からくる疲れ、体調不良や単なる肩こり
- ×スポーツなどによる筋肉疲労
- ×病気（神経痛・ヘルニア・五十肩など）からくる痛み
- ×脳疾患後遺症などの慢性病
- ×慰安目的のマッサージ代替りの利用
- ×労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷

注意事項



整骨院・接骨院にかかった場合、以下の点に注意しましょう。



- ① 負傷の原因を正確に伝えましょう
- ② 療養費支給申請書の内容をよく確認し、必ず自分で署名しましょう
- ③ 領収書は必ずもらって保管しましょう
- ④ 施術が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けましょう。

協会けんぽから施術内容についてお尋ねすることがあります

整骨院・接骨院での施術内容が適切なものかどうかを確認するため、施術を受けた方に、協会けんぽから文書などで施術内容の照会を行う場合があります。受療の記録（負傷部位・治療日・治療内容など）・領収書などを保管していただき、照会がありましたら、ご自身でご回答くださいますようお願いをいたします。



かかりつけ医をもちましょう！

かかりつけ医とは、日常的な診察や健康相談・管理をしてくれる身近な医師のことです。



- 同じ医師に継続して診てもらうことにより、**病歴、体質、生活習慣**などを把握・理解したうえでの**治療やアドバイス**が受けられます。
- 詳しい検査や高度な医療が必要と診断された場合には、**適切な医療機関や専門医を紹介してもらう**ことができるので安心です。

代表電話を自動音声にてご案内しております



お客様サービス向上のため、代表電話(087-811-0570)を自動音声にてご案内しております。お問い合わせ内容別に、音声案内に従って**番号**をご選択ください。



音声案内に従って、お問い合わせしたい番号をご選択ください。

0 マイナ保険証について



資格確認書、資格情報のお知らせなど

1 健康保険に関する制度やご申請



傷病手当金・高額療養費・限度額適用認定証などの保険給付、任意継続など

2 健診・保健指導



生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導など

3 交通事故・レセプト*・返納金



交通事故などが原因の保険証使用、労災への切替、レセプト、医療費のお知らせなど

4 その他



健康保険委員、ジェネリック医薬品、健康宣言など

9 もう一度お聞きになる場合

※レセプトとは、医療機関が公的医療保険の保険者(健康保険組合や国民健康保険など)に請求するための、診療報酬明細書のことです。

 **全国健康保険協会 香川支部**
協会けんぽ

各種申請書は郵送でご提出ください

〒760-8564

高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階

☎087-811-0570

(自動音声にてご案内しております。)

香川支部
HPトップ



健康保険委員
(香川)



メルマガ募集



友だち募集中!

